

（一社）長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項による  
感染防止策の徹底等について（要請）

日頃は、長野県の環境行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 3 月 23 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、3 月 23 日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第 24 条第 9 項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底等について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴協会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。  
なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 他県への訪問についての呼びかけ

他県への訪問に当たっては、感染防止の 3 つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを周知してください。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

なお、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県への訪問はできるだけ控えるよう呼びかけてください。

## (2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。なお、廃棄物に関して次の2つの団体からガイドラインが示されていますので御確認ください。

- ・一般財団法人 日本環境衛生センター  
<https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx>
- ・公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
<https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.htm/>

(注)両団体の共同作成ですので、いずれか一方の資料で御確認ください。

## (3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベント（1,000人超）の開催を予定する場合には、引き続き、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

なお、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

## 2 協力を依頼する事項

### (1) 帰省や観光で来訪される方に対する呼びかけの徹底

帰省や観光で来訪される方に、特に次の点の徹底を周知してください。

- ・ 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある場合等は帰省を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をとること。
- ・ 居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて来訪について判断すること。

### (2) 年度末・年度始めの感染拡大を防止するための呼びかけの強化

帰省、卒業旅行や歓送迎会などによる人の移動や、飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点を基本とし、会員の皆さまへ周知してください。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の在宅勤務・テレワークの促進、体調不良時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。

- ・ 会食の際には、「信州版“新たな会食のすゝめ”」を遵守するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
  - ✓ 体調が悪い場合は参加しない、させない。
  - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
  - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）
  - ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など）
  - ✓ 会場の換気に気をつける。（会場の換気が不十分なら 30 分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。）
- ・ 普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

### (3) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」にご協力いただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

長野県環境部資源循環推進課